

始良市プレミアム商品券 取扱店募集要項

1. 発行の目的

新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や営業自粛により、売上が減少し経営に苦慮している市内事業所の事業継続・経営安定を支援することに加え、低迷している市内消費に刺激を与え市内経済の活力回復及び産業の振興に資することを目的に、市独自のプレミアム商品券を発行します。

2. 事業概要

始良市プレミアム商品券

商品券発行者	始良市
発行総額	3億7千万円
発行数	3万7千冊
額面	商品券1枚あたり500円
販売単位	1冊10,000円分を5,000円で販売
枚数	500円×20枚(飲食店・宿泊施設用8枚、その他共通店用12枚)
プレミアム率	100%
販売期間	令和2年9月1日(火)～令和2年11月30日(月)
使用期間	令和2年9月1日(火)～令和3年2月28日(日)
購入対象者	8月22日現在で、本市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主
商品券販売場所	市内9郵便局(簡易郵便を除く)
販売方法	対面販売・購入引換券提示・本人確認
購入限度	1世帯1冊

3. 商品券の使用対象にならないものは、次に掲げるものとする。

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ(喫煙用タバコ等)の購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 商品券の交換又は売買
- (10) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

4. 取扱店の参加資格

- (1) 始良市内に店舗、事業所等を有する事業者で、次の①から④に該当する事業者を除いたもので、始良市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。ただし、飲食店・宿泊施設用商品券に係る取扱店参加資格は(2)も満たすものとする。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ③ 上記「3. 商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
 - ④ 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- (2) 総務省が定める「日本標準産業分類(平成25年10月改定)」の「宿泊業・飲食サービス業」に該当

するもの（ホテル、旅館、食堂、レストラン、定食屋、居酒屋、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、そば・うどん店、すし屋、ビヤホール、バー、スナック、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼き・たこ焼き店、持ち帰り・配達飲食店など）

5. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は取扱店において使用期間内に限り使用可能とします。
- (2) 購入後の返品はできません。
- (3) 商品券を現金化することはできません。
- (4) 商品券額面に使用額が満たない場合でも、釣り銭は出ません。
- (5) 飲食店・宿泊施設用の商品券は、宿泊業・飲食サービス業として市から承認された店舗のみ使用できます。また、その他共通店用の商品券は、市から承認された全ての店舗（宿泊業・飲食サービス業を含む）で使用できます。
- (6) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください（換金できません）。
- (7) 商品券を取扱店自らの事業上取引（商品の仕入れ等）に使用してはいけません。
- (8) 使用済み商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造、換金期間切れ等による損失に対して、発行者（始良市）は責を負いません。
- (9) 取扱店において、本券を使用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう明示する義務を負います。
- (10) 個人情報の取り扱いについては、十分留意すること。

6. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを使用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用者が持ち込んだ商品券は、必ず目視による真贋チェック（商品券見本を参照）を行ってください。色合いが明らかに違うなど偽造が疑われる商品券については、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに始良市商工観光課まで報告してください。（偽造防止策：彩文等あり）。また、汚損・破損等が激しい商品券についても、受け取りを拒否してください。換金できないことや、換金後に損害金を請求されることもあります。
- (3) 原則として、商品券は店舗での使用時に店側で綴りから切り離します。切り離し済みの商品券の使用を求められた場合には、冊子を提示してもらい、真贋チェックを入念に行うなど、慎重に対応してください。
- (4) 商品券受領後は、裏面所定欄に、取扱店を押印、または、店名を記載することとし、既に取扱店名のある商品券については、受け取りを拒否してください。
- (5) 始良市が、取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めたときは、これに同意し、協力すること。

7. 申込手続きについて

(1) 申込方法

本募集要項に同意の上、別添「始良市プレミアム商品券取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、始良市役所商工観光課へ原則郵送してください。申込書類は、始良市のホームページでもダウンロードできます。（始良市ホームページ<http://www.city.aira.lg.jp>）なお、送付先及び問合せ先については「9. 事務局の所在地」をご確認ください。

(2) 申込期限

令和2年8月21日（金）午後5時必着 最終期限 令和3年1月29日（金）

※令和2年8月21日（金）までに申し込みをされた店舗のうち、取扱店として承認された店舗については、商品券販売時に市民へ配布予定の「取扱店一覧（リーフレット）」に掲載予定です。8月22日以降の受付分は、市ホームページで情報を更新し、周知します。

(4) 申込後の審査・承認

申込のあった事業者は、始良市の審査を経て、承認を得られた場合は取扱店として登録されます。登録店舗へは、後日結果通知とあわせて、取扱店ポスター等が送付されます。

(5) その他

- ① 始良市内に複数店舗が存在する場合でも、店舗ごとに申込してください。

② 複数の店舗が含まれる大型商業施設等での一括申し込みはできません。テナントごとに申込してください。

③ 配布物として、ポスター、商品券見本、取扱店舗マニュアル等を取扱店舗証明書とあわせて郵送します。

8. 換金について

取扱店においては、登録、換金にかかる費用負担はありません。商品券、請求書を始良市役所商工観光課（換金場所住所については「9. 事務所の所在地」をご確認ください。）にお持ち頂き後日、登録口座に振り込み致します。

※請求期限：令和3年3月12日（金）午後5時 厳守

9. 事務局の所在地

本事業の事務局は、始良市役所商工観光課内に置きます、事務局の所在地が以下に示す各号により変わりますのでご注意ください。

(1) 令和2年11月13日（金）まで

〒899-5492 始良市宮島町25番地（始良市役所始良庁舎1号館2階）

TEL 0995-66-3145 Fax 0995-65-7112（平日8:30～17:15）

(2) 令和2年11月16日（月）から

〒899-5294 始良市加治木町本町253番地（始良市役所加治木総合支所北庁舎3階）

TEL 0995-66-3145 Fax 0995-62-3699（平日8:30～17:15）

10. 取扱店の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合や、登録内容に虚偽が認められた場合、換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、損害賠償を請求する場合があります。

11. その他留意事項

(1) 本募集要項に記載のない事項については、上記9「事務局の所在地」記載の電話番号へお問い合わせください。

(2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、「商品券の使えるお店（一覧表）」として始良市のホームページ等で広報予定です。

郵送先 始良市プレミアム商品券取扱店登録申込書

■ 8月21日までの受付分は商品券購入者に配布する取扱店一覧リーフレットに掲載します。

○令和2年11月13日（金）まで

〒899-5492 始良市宮島町25番地（始良市役所始良庁舎1号館2階）

始良市企画部商工観光課 宛て

TEL 0995-66-3145（平日8:30～17:15）

○令和2年11月16日（月）から

〒899-5294 始良市加治木町本町253番地（始良市役所加治木総合支所北庁舎3階）

始良市企画部商工観光課 宛て

TEL 0995-66-3145（平日8:30～17:15）

取扱店募集よくある質問

●始良市プレミアム商品券の概要 《プレミアム率 100%》 発行総額 3 億 7 千万円

1冊 500円×20枚=10,000円（飲食店・宿泊施設用8枚、その他共通店用12枚）

◇飲食店・宿泊施設用・・・飲食店・宿泊施設の取扱店のみで使用できます。

◇その他共通店用・・・飲食店・宿泊施設を含むすべての取扱店で使用できます。

【商品券使用期間 令和2年9月1日～令和3年2月28日】

Q 取扱店登録できる事業者を教えてください。

A 市内に店舗、事業所等を有する事業者で、「取扱店募集要項」の参加資格を満たす事業者です。

Q 飲食店・宿泊施設用商品券の対象事業所の基準は何ですか。

A 総務省・経済産業省が示す「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」において宿泊業・飲食サービス業に含まれる事業所が対象となります。

具体的には、ホテル、旅館、食堂、レストラン、定食屋、居酒屋、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、そば・うどん店、すし屋、ビヤホール、バー、スナック、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼き・たこ焼き店、持ち帰り・配達飲食店などの宿泊・飲食サービス業です。

Q その他共通店用商品券の対象事業所を教えてください。

A 宿泊業・飲食サービス業を含むすべての事業所が対象となります。

Q 飲食サービス業の定義を教えてください。

A 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所及び主としてカラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより遊興飲食させる事業所が飲食店としています。

Q パン屋や菓子店は飲食サービス業に含まれますか。

A 菓子・パン小売業に分類されるため、飲食サービス業には含まれません。

Q 弁当屋、宅配すし・ピザは飲食サービス業に含まれますか。

A 客の注文に応じて調理した飲食料品を提供する場合は、飲食サービス業に含まれます。作り置き商品を提供する場合、飲食料品小売業となり、飲食サービス業には含まれません。

Q 菓子店にカフェを併設している場合、飲食サービス業となりますか。

A 菓子店とカフェの会計が別で店名もそれぞれ違う場合は、菓子店は小売業、カフェは飲食店となります。会計も店名も同じ場合は、主たる業がどちらかで判断することになります。

Q 大型店舗等に入っているテナントはそれぞれ登録が必要ですか。

A それぞれ登録が必要になります。

Q 取扱店登録申込書を郵送したら、どのくらいで承認されますか。

A 申込書を市が受付けた日で承認しますが、申込書に不備があるときは、承認が遅くなります。